

「国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告」 について（概要）

内閣人事局

1 趣旨

本報告書は、国家公務員倫理法（平成 11 年法律第 129 号）第 5 条第 6 項の規定に基づき、以下について国会に報告するものである。

2 報告の概要

- 国家公務員倫理規程（平成 12 年政令第 101 号）の一部改正等・・・2 件
 - ・ 特定複合観光施設区域整備法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による改正
 - ・ 港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による倫理規程の特例の制定

- 各省各庁の職員の職務に係る倫理に関する訓令の一部改正等・・・2 件
 - ・ 法務省職員倫理規程の一部改正
 - ・ 出入国在留管理庁職員倫理規程の制定